

○門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則

平成26年 3月26日門真市教育委員会規則第4号

門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、門真市内における社会体育施設等（以下「施設」という。）の使用機会の公平性を基本とした有効活用を図るため、施設の優先使用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 優先使用 生涯スポーツの振興、青少年の健全育成等に資する事業等を行うに当たり、施設を一般の使用許可（利用許可を含む。以下同じ。）の申請の受付期間より前に優先的に使用を許可することをいう。
- (2) 市民 本市の区域内に住所を有する者、本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に在学する者をいう。
- (3) 市内チーム 市民が過半数を占める団体をいう。

(優先使用対象施設)

**第3条** 優先使用の対象となる施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 門真市立門真市民プラザ体育館
- (2) 門真市立門真市民プラザグラウンド
- (3) 門真市立青少年運動広場
- (4) 門真市立旧第六中学校運動広場
- (5) 門真市立テニスコート
- (6) 門真市立中学校運動場
- (7) 前各号に掲げるもののほか、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める施設

(優先使用対象大会等)

**第4条** 優先使用の対象となる大会等は、委員会が必要と認めた大会等で、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大会等とする。

- (1) 全日程を優先する大会等 全ての日程を優先する大会等で、次に掲げる大会等  
ア 本市又は委員会が主催し、又は共催する行事

- イ 青少年の大会（参加者の過半数が18歳未満である大会をいう。）
- ウ 障害者の大会
- エ 高齢者の大会（参加者の過半数が65歳以上である大会をいう。）
- オ 総合型地域スポーツクラブの活動
- カ 大阪府大会、近畿大会又は全国大会の予選を兼ねる大会
- キ 指定管理者の自主事業
- ク 本市又は委員会が後援する行事
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める大会等

(2) 単日のみを優先する大会等 前号アからケまでに該当しない大会等で、一部の日程のみを優先する大会等（大会等の予備日及び準備に要する時間を含む。）

2 前項各号に掲げる大会等は、参加者の半数以上が市民又は市内チームである大会等とする。ただし、他市又は他市の団体と協力して実施する大会等は、この限りでない。

（優先使用の申請）

**第5条** 優先使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、門真市立社会体育施設等優先使用許可・変更許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の関係書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

- (1) 要項（大会等の内容が記載されたものをいう。）
- (2) 参加予定チーム一覧（大会等に参加する予定の団体名又は個人名が記載されたものをいう。）
- (3) 試合組合せ表（大会等の行程が明記されたものをいう。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

2 申請書の受付期間は、大会等の属する月の4箇月前の月の初日（その日が門真市の休日を定める条例（平成2年門真市条例第10号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その翌日。以下「優先使用受付開始日」という。）から一般の使用許可申請の受付を開始する日の前月の20日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、委員会は、優先使用受付開始日より前に、申請者に対し優先使用の年間の予定の提出を求め、優先使用について事前に調整することができる。ただし、委員会が優先使用について事前に調整した場合であっても、申請者は申請書を委員会に提出しなければならない。

（優先使用許可の決定方法）

**第6条** 委員会は、申請書の提出を受けたときは、大会等の目的について審査し、次に掲げる基準

に従い、優先使用の許可の決定を行うものとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の優先使用の許可は、施設ごとに一般に開放する日を1箇月当たり1日以上を確保した上で決定するものとする。
- (2) 優先使用の許可をしようとする日に大会等が重複した場合の順位は、原則、第4条第1項第1号に掲げる順序とする。ただし、同順位の大会等がある場合は、委員会が大会等の内容を考慮し、決定するものとする。
- (3) 全日程を優先する大会等は、大会等の参加予定チーム数、試合数、試合消化時間等を精査して大会等を実施するのに必要な日数を決定するものとする。

（優先使用許可書の交付）

**第7条** 委員会は、前条の規定により優先使用の許可をしたときは、申請者に門真市立社会体育施設等優先使用許可・変更許可書（様式第2号。以下「優先使用許可書」という。）を交付するものとする。この場合において、委員会は、指定管理者が管理する施設の優先使用を許可したときは、速やかに当該施設の指定管理者に通知するものとする。

（優先使用の辞退）

**第8条** 前条の規定により、優先使用の許可を受けた者（以下「優先使用者」という。）が優先使用を辞退しようとするときは、遅滞なく門真市立社会体育施設等優先使用辞退届（様式第3号）に優先使用許可書を添えて委員会に提出しなければならない。

2 優先使用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに委員会にその旨を連絡するものとする。

- (1) 全日程を優先する大会等で、優先使用の許可を受けた期間より短い期間で大会等が成立し、残りの期間において優先使用する必要がなくなったとき。
- (2) 単日のみを優先する大会等の予備日において優先使用の許可を受けている場合にあつては、予定していた日に当該大会等が成立し、予備日に優先使用する必要がなくなったとき。

（優先使用結果の報告）

**第9条** 優先使用者は、大会等の終了後30日以内に門真市立社会体育施設等優先使用結果報告書（様式第4号）に次の関係書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

- (1) 参加チーム一覧（大会等に参加した団体名又は個人名が記載されたものをいう。）
- (2) 試合結果表（大会等の結果が明記されたものをいう。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

(優先使用許可の取消し等)

**第10条** 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、優先使用者に対し、優先使用の許可を取り消し、又は優先使用の停止その他必要な措置を講ずることができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により優先使用の許可を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が不適切な使用と認めたとき。

2 前項の規定による優先使用の許可の取消し等により優先使用者に損害が生じても、委員会及び指定管理者はその責めを負わない。

(規則の見直し)

**第11条** 委員会は、規則の見直しを行うに当たり、門真市社会教育委員条例(昭和39年条例第11号)の規定により置かれた門真市社会教育委員に対し意見を求めるものとする。

(細目)

**第12条** この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第9条関係)